

進級・卒業認定

学則（抜粋）

（進 級）

第 17 条 学院長は、理学療法学科一部、作業療法学科及び言語療法学科について学生の学業成績、出席時数を評定して、当該学年の教育課程を修了したと認めた者を進級判定会議の議を経て進級させることができる

（卒 業）

第 18 条 学院長は、第 6 条に定める修業年限以上在籍し、所定の全教育課程を修了したと認めた者に対して卒業判定会議の議を経て、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

学生規則（抜粋）

卒業認定を下記のように定める。

- 1) 理学療法学科一部 3 学年、理学療法学科二部 3 学年、言語療法学科 3 学年、作業療法学科 3 学年の各履修科目に合格すること。
- 2) 臨床実習に合格すること。（全実習期間の総合評価とする。）
 - (1) 臨床実習における評価項目の基本的態度に関する内容が著しく劣り、改善の見込みがない場合は、不合格とする。
- 3) 卒業試験に合格すること。

卒業試験

（単位制入学者は、理学療法総合セミナー I の試験が卒業試験に相当する。）

- (1) 卒業試験は国家試験に準じ実施する。
- (2) 卒業試験はその 60%以上をもって合格とする。60%に達しなかった場合は不合格とする。
- (3) 卒業試験は 1 回実施する。但し、不合格者に対しては再試験を 2 回まで実施する。

卒業に関する特別試験

- (1) 上記 1) 及び 2) の要件を満たしているが卒業試験に不合格であった学生に対し、当該年度の国家試験後に試験を実施し、その結果を「卒業判定会議」にて審議し合格と認められた場合は卒業とみなす。